

【注】本文書は仮訳であり、引用する場合は必ず原文を確認すること。

The Trondheim Call for Action in the Face of the Extinction Crisis

我々は生態系へのダメージと世界規模の生物多様性の損失を阻止し、緊急に反転させる必要がある。

自然と生態系機能及びそのサービス等の「自然がもたらすもの」は地球規模で人類史上これまでにないスピードで劣化している—そして、種の絶滅のペースは加速している。世界中の人々が深刻な影響を受けている。パラダイム、目標、価値を含む技術的、経済的、社会的要因全体にわたる根本的な再編（transformative change（社会変容））なしでは、SDGs 及び生物多様性の 2050 年ビジョンには到達しない。今行動すれば、まだ成功することができる。

IPBES による生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメントは、我々に対し明快なメッセージを発し、また切迫した状況を明らかにしている。

我々、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、ドイツ、フィンランド、フランス、インドネシア、日本、ノルウェー、セルビア、南アフリカ、ウガンダ及び英国の大臣及び副大臣は、野心的、強力で実行可能かつ効果的なポスト2020目標の策定に向け協働することにコミットする。

我々はまた、下記に挙げたバランスのとれた行動等を通じ、生物多様性の損失を阻止し、現下の課題に対応し得る我々の取組を強化し加速させることにもコミットする：

- 生物多様性の損失の間接的要因に加え、直接的要因、すなわち陸と海の利用の変化、生物の直接的採取、気候変動、汚染、侵略的外来種等の抑制。
- 効果的な行動の構築と拡大にあたり、先住民族及び地域コミュニティ、地方自治体、公的機関、学界、女性、ユース、企業、金融・財政界、NGO 等の幅広い主体の巻き込み。
- あらゆるレベルにおけるすべてのステークホルダーの強力なリーダーシップの支援。
- 条約の3つの目的の進展：
 - 保全
 - 持続可能な利用
 - 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- すべての主たる政治的、経済的、文化的、社会的事項の決定時の意思決定において、自然の価値を取り入れた政府横断的及びセクター横断的な戦略、行動計画の策定。
- 生物多様性を保護し、気候変動に立ち向かうとともにこれを緩和し、また気候変動の影響に適応するための自然に基づく解決法の利用。
- 生物多様性、気候、森林、海洋のための生態系及び知識を基盤とした管理の重視。
- 持続可能なサプライチェーンのための取組の強化。
- 持続可能な生産と消費の促進。
- 生物多様性ファイナンスの大幅な増大のための取組、途上国向けの資金フロー、政府や地方自治体・企業・慈善団体・その他幅広いソースによる国内資金等の生物多

様性のための新たな資源を動員するための既存のコミットメントへのこ入れ、並びに生物多様性及びその環境に有害な補助金の改革及び／又は段階的廃止等の対策の検討。

- 生物多様性保全とその持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益配分に関する我々のポジティブな経験を共有し、生物多様性、気候変動、統合的な海洋の管理と保護及びその他の持続可能な開発の課題に関する協働的な行動の機会を見出すこと。
- 先住民族及び地域コミュニティの伝統的知識による貢献の支援。
- 生物多様性への配慮のセクター及びセクター横断的施策、計画、プログラムへのあらゆるレベルにおける統合。
- ポスト 2020 目標及び持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に効果的に貢献するため、生物多様性関連条約とその他多国間環境条約間の国及び世界レベルでのシナジーの発展。
- 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標を基にした、我々の取組の継続と発展の確保。
- モントリオールの"Nature Champions Summit"、G7 メッス会合における生物多様性憲章、“International Leaders for Biodiversity” イニシアティブによる重要な貢献への留意。